

(目的および設置)

第1条 大東文化大学(以下「本学」という。)は、大東文化大学研究倫理指針(以下「指針」という。)に定める事項を適切に運用するとともに、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保するため、指針第15条第6項の規定に基づき、大東文化大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 この規程は、委員会の組織および運営に関し必要な事項について定める。

(委員会の所管事項)

第2条 委員会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を掌る。

- (1) 研究者の研究倫理意識を高めるための啓発および研修計画の策定並びに実施に関する事項
- (2) 研究者の研究倫理に反する行為に対する措置に関する事項
- (3) 研究活動について、不正な行為などの申立ておよび不当もしくは不公正な扱いを受けた者からの苦情・相談等に対する措置に関する事項
- (4) 研究活動について、不正な行為などを申立てた者に対する措置に関する事項
- (5) 利益相反行為に係る調査等およびその公表に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか委員会が前条に定める目的を達成するため必要と認める事項

(委員会の組織および構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長の中から、学長が指名する者 1名
- (2) 学務局長
- (3) 地域連携センター所長
- (4) 学部長および法務研究科長の中から、学長が指名する者 3名以内
- (5) その他学内外の有識者の中から、学長が指名する者 3名以内

2 前項第6号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充によって就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員長には第3条第1号に定める委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の招集)

第5条 会議は、定例の会議と臨時の会議とする。

- 2 委員長は、毎年度1回、定例の会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、次の各号に掲げる場合には臨時の会議を招集しなければならない。
 - (1) 大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程第18条に定める不正行為の公表があったとき
 - (2) 4名以上の委員から会議開催の請求があったとき
 - (3) その他委員長が特に必要と認めたとき

(会議の定足数)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(会議の議事)

第7条 会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 指針に違反する行為またはそのおそれがある行為に係る内容について審議を行う場合は、その行為に利害関係を有する委員は、会議に参加することができない。

(調査等の実施)

第8条 委員会は、必要な調査を実施するにあたっては、関係者から調査に必要な書類等の開示を求め、あるいは事情を聴取することができる。

2 委員会の調査内容は、公開を原則とする。ただし、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合など、委員会が公開することを不適切と判断したときは非公開とすることができる。

(学長への答申および勧告)

第9条 委員会は、第2条各号に定める事項について、学長から諮問があったときには審議のうえ答申し、または学長に対し適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 委員会は、前項に定める答申および勧告の全部または一部を公表することができる。

3 委員会は、前項に定める公表を行うときは、あらかじめ学長にその旨を通知する。

4 学長は、第1項に定める答申または勧告を受けたときは、その趣旨を尊重し、誠実に履行するものとする。

(関係者等の注意義務)

第10条 委員会は、所管する事項の処理にあたっては、当該者以外の者の研究活動の遂行を阻害しないよう十分配慮するとともに、個人のプライバシー保護に努めなければならない。委員会の委員および関係者も同様とする。

(事務)

第11条 この委員会に関する事務は、学務部学務課がこれを処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会および大学院評議会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。